

瑞穂市長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で透明な市政の推進に資するため、瑞穂市長交際費支出基準に関する要綱（平成21年瑞穂市告示第46号）に基づき市長交際費の支出に係る情報の公開に関し必要な事項を定め、行政運営の一層の透明性を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(公表する内容)

第2条 市長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出の日 市長交際費を支出した日
- (2) 支出区分 市長交際費支出基準に基づく区分
- (3) 支出金額 支出した市長交際費の額
- (4) 支出内容 支出した市長交際費の内容

2 前項の規定に関わらず、個人名等の情報は公表しないものとする。

(支出区分)

第3条 前条に規定する支出区分は、瑞穂市長交際費支出基準に関する要綱第3条によるものとする。

(公表の時期)

第4条 市長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 市長交際費の支出に係る公表は、その内容を市長交際費月別執行状況（様式第1号）及び市長交際費年度累計執行状況（様式第2号）により、市ホームページに掲載するとともに、閲覧の申出があった場合は企画部秘書広報課において閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日以降に支出のあったものについて適用す

